

1. ワタミ過労死裁判が和解成立！ワタミと渡辺美樹参院議員らが法的責任認めて謝罪！／東京東部労組

CUNNメール通信 © NO. 974 2015年12月9日



(全国一般東京東部労組書記長須田)

ワタミ過労死裁判が和解成立！ワタミと渡辺美樹参院議員らが法的責任認める！ご支援いただいた皆さんに心から感謝申し上げます！

居酒屋チェーン大手のワタミで正社員だった森美菜さん（当時 26 歳）が入社 2 カ月後に過労死した問題で、全国一般東京東部労組の組合員である遺族のご両親が、ワタミと当時社長だった渡

辺美樹・自民党参院議員ら役員個人らを相手取って損害賠償を請求した裁判は 12 月 8 日、ワタミ側が過労死の責任を全面的に認めて謝罪する旨の和解が成立しました。この日の裁判（東京地裁民事 36 部）には渡辺氏自らが出席し、和解を確認するとともに遺族に対して謝罪しました。

この裁判は 2013 年 12 月に遺族が提訴。美菜さんの死がワタミでの過重な業務が原因であったか否か、ワタミ側に安全配慮義務違反などの法的責任があったか否かが争われてきました。とりわけ会社法人だけではなく渡辺氏ら役員個人にも責任があると遺族側が訴えていました。これらの争点ですべて遺族側の求めにワタミ側が応じる旨が確認できたため和解に至りました。その他、争点以外にも再発防止策などを約束させることができたことも遺族側が和解を選択した理由です。

そういう意味では、美菜さんの命が戻るわけでは決してありませんが、2008 年 6 月の過労死以降、遺族と支援者らが闘ってきたワタミ過労死問題は勝利解決したと考えています。ご支援いただいた皆さんには心から感謝を申し上げます。

和解成立後、遺族と弁護士、東部労組役員は厚生労働省で記者会見しました。会見室には森美菜さんの遺影が置かれました。

父親の豪さんは「今までともに闘ってくれた皆さんに厚く御礼を申し上げたい。これまで渡辺美樹は今回の過労死をきっかけとする社会的批判を『風評被害』と発言していた。まるで根拠のないでっち上げを私たちが言っているかのような態度で、これに私たちは一番腹が立った。だからワタミの言うことは簡単に信じない。本当に和解条項を実行してもらいたい。労働組合に入って活動することでお金だけではない解決ができて良かった。今回の和解が今後、過労死の撲滅や過重労働に苦しんでいる人たちに良い影響があることを臨んでいる」と話しました。

母親の祐子さんは「娘が亡くなる8年前に時を戻してほしい。ワタミに入社するのを止めるべきだったと後悔している。娘を生きているうちに助けてやれなかった後悔は死ぬまで続く。今日の裁判所で渡辺美樹が娘の墓参りを希望していたが、絶対に来てほしくない。謝罪の気持ちがあるなら、今後そういう生き方をしていってほしい」と話しました。

※ ブログ「労働相談センター・スタッフ日記」記事参照

http://blog.goo.ne.jp/19681226_001/e/24db57724286776c02b7459ab858c4f9

また、東部労組は執行委員会名の声明を以下のとおり発表しました。

http://blog.goo.ne.jp/19681226_001/e/ad0b436f10c72d7fafcda8c24d694cb0

12月8日のワタミ過労死裁判和解成立による記者会見の様子をYouTubeにアップしました。ぜひご覧ください。

「ワタミ過労死裁判解決 記者会見(全編版)」

<https://youtu.be/NlxLIFgRQkU>

ワタミ過労死裁判勝利解決についての声明

2015年12月8日

全国一般東京東部労働組合執行委員会

居酒屋チェーン大手のワタミで正社員だった森美菜さん(当時26歳)が入社2カ月後に過労死した問題で、東部労組に加入した遺族がワタミと当時社長だった渡辺美樹・自民党参院議員ら役員を相手取り損害賠償を請求した裁判は本日、東京地裁で和解が成立した。

遺族が和解した最大の理由は、ワタミなどの会社と渡辺氏ら役員個人が森さんの過労死についての法的責任を認めて謝罪したことである。2008年6月12日に森さんが亡くなってから、2012年2月に国が労災と認定した後もワタミ側は遺族と真摯(しんし)に向き合わず、面談や謝罪を拒み続けた。カネなら払うという態度だった。2013年12月に遺族が提訴した裁判で、渡辺氏は法廷に現れ「道義的責任について謝罪する」と言う一方で「法的責任の見解相違については司法の判断を仰ぐ」と争う姿勢を示していた。すなわち森さんの死から7年半の月日を経て、ようやく責任を認めて謝罪するに至ったのである。

また、和解内容には、ホームページに謝罪を掲載すること、日本の司法では認められていない「懲罰的慰謝料」を事実上支払うこと、すでに時効済みの森さんの未払い賃金を支払うこと、森さん以外の従業員にも未払い賃金を支払うこと、労働基準監督署から是正勧告が今後出た場合には全従業員に周知すること、基本給に深夜手当を含めた額を記載する社員募集表示を見直すことなど、判決では得られない内容を認めさせたことも遺族が和解を選んだ理由である。

ワタミと渡辺氏らは全面的に非を認めた。ここにワタミ過労死闘争は勝利解決を果たしたと宣言する。

この勝利をもたらした要因は何か。まずもって森さんのご両親が娘の無念を晴らすために勇気をふるって闘いに立ち上がったことである。渡辺氏の参院選立候補に反対し、2013年6月に自民党本部前で抗議行動を行った際、不誠実な対応の自民党職員に対し、森さんの父親は鬼気迫る表情で「毎日毎日泣いているんだよ、俺たちは！」「なんでワタミを候補にするんだよ！」とつかみかかった。この場面は報道やインターネットを通して多くの人の魂を震わせた。

遺族の闘いであると同時に、今回の闘いは「みんな」の闘いだった。ワタミ理念集の「365日24時間死ぬまで働け」という言葉は、森さんと同じように過酷な労働に苦しむ人たちの怒りを呼び起こした。自民党本部前抗議には東部労組組合員だけではなく全国から市民が集まった。裁判でワタミ側が管理職や社員らを動員し傍聴席を占拠した際には多くの支援者が本気で抗議した。インターネットは渡辺氏が不誠実かつ偽善的な言動を行うたびに反論コメントなどで「炎上」した。多くのジャーナリストが動き、ワタミの非道ぶりが連日のように報道された。弁護団は法的側面からワタミや渡辺氏らの責任を追及した。「みんな」の闘いで、「みんな」が勝ち取った解決である。

ワタミは「ブラック企業」の象徴となり、渡辺氏は働く者にとって怨嗟的(えんさのまと)となった。ワタミは昨年と今年2期連続の最終赤字に陥り、介護部門を売却した。飛ぶ鳥を落とす勢いだったワタミがいまや経営危機と報じられている。労働者を1人でも過労死に追いやると企業自体の存立すら危うくなる。すべての経営者諸君はこれを教訓としていただきたい。自らの職場でただちに長時間労働・過重労働を撲滅すべきである。

いま、自民党・安倍政権は労働時間の規制緩和として「残業代ゼロ制度」を導入し、8時間労働制を解体しようと狙っている。まさに「365日24時間死ぬまで働け」と労働者を追い立てる制度である。過労死を促進する立法をやめよ。すべての働く仲間が反対の声をあげよう。

最後に、ワタミで働いている皆さんに心からこう呼びかけたい。「ワタミの職場でぜひ労働組合をつくりましょう！」

過労死した森さんは、わずか2カ月でしたが、皆さんの同僚でした。今回の解決がどれだけ高い水準であったとしても、森さんの命は戻りません。遺族が本当に望んでいるのはワタミで過労死を二度と出さないことです。裁判での和解協議でワタミ側がほとんど唯一、遺族の求めを断った事項がありました。それは将来にわたり残業時間の上限を定めることです。ワタミ側の対応に私たちは不満に思いましたが、同時に、今後の課題はやはりワタミで働く皆さん自身が主体となって行動し決めていくべきだと考えました。ワタミの労働者の生活と権利そして命が守られるためにはまともな労働組合が必要です。東部労組は最大限の支援を惜しみません。ともに立ち上がりましょう！

和解条項

1 (被告会社らの業務が原因により死亡したことの確認)

(1) 原告らの子である森美菜は、平成20年4月1日当時のワタミフードサービス株式会社(以下、「ワタミフードサービス」という。)に雇用され、同社及び当時の被告ワタミ株式会社(以下、「被告ワタミ」という。同社を総称して「被告会社ら」という。)の指揮命令を受け業務に従事していたところ、平成20年6月12日に、横須賀市所在のマンションから墜落死(以下「本件死亡」という。)した。

(2) 被告らは、横須賀労働基準監督署長が本件死亡を「業務上の死亡」とであると認定したことを真摯に受け止め、本件死亡は、森美菜が連日深夜・未明に及ぶ残業や、不適當な社宅を指定されたため終業後の店内に拘束され恒常的な長時間労働を強いられたうえに、不慣れで過重な調理業務、終業後や休日に研修会への出席、課題作成に従事した心理的及び身体的負荷を受けた結果であり、被告会社らの業務が原因であることを認める。

2 (法的責任の確認)

(1) 被告ワタミは、森美菜の本件死亡について、労働契約に基づく安全配慮義務及び条理に基づく注意義務を懈怠し、本件死亡について、債務不履行及び不法行為による損害賠償責任を負うことを認める。

(2) 被告渡邊美樹は、被告会社らの創業者で長らく代表取締役を務め、同人が形成した理念に基づき被告会社らを経営し、従業員に過重な業務を強いたことなどから、会社法 429 条 1 項に基づく注意義務違反及び条理に基づく注意義務を懈怠し、森美菜の本件死亡について、会社法同条及び不法行為により、最も重大な損害賠償責任を負うことを認める。

(3) 被告栗原聡は、森美菜の本件死亡について、会社法 429 条 1 項に基づく注意義務及び条理に基づく注意義務を懈怠し、会社法同条及び不法行為により損害賠償責任を負うことを認める。

(4) 被告小林典史は、森美菜が被告会社らに入社した当時、被告ワタミの人材開発本部人事部統括本部長として、森美菜が被告会社らに入社する前に、実態とは異なる就労状況や就労条件等を説明し、不適當な社宅を指定するなどして、森美菜の本件死亡について、条理に基づく注意義務を懈怠し、不法行為により損害賠償責任を負うことを認める。

3 (被告らの謝罪)

被告らは、原告らに対し、前項の各義務を尽くせなかったことにより、過重な業務に従事させたことが原因で、森美菜を死に至らせ、原告らに深い悲しみと重大な精神的苦痛を負わせたことについて、衷心より謝罪する。

また、被告渡邊美樹は、森美菜が死亡した後に、ツイッターにおける発言などが不適當な内容を含むものであり、不相當な対応をしたことにより、原告らに一層の精神的苦痛を負わせたことを、衷心より謝罪する。

4 (再発の防止等)

被告らは、被告ワタミの従業員に対し、本件事件の和解の趣旨を十分に説明するとともに、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守し、従業員が長時間労働や過重な心理的負荷を負わせる過重な業務に従事することを防止するとともに、別紙記載の再発防止策を行い、従業員の労働環境、健康状態に配慮し、精神疾患発生の予防に努める。

5 (本和解条項のホームページへの掲載)

被告ワタミ及び被告渡邊美樹は、インターネット上のホームページ冒頭に、本和解条項第 1 項乃至第 4 項全文(別紙過重労働再発防止策を含む)を、本和解成立の日から 10 日間が経過した日から 3 か月間掲示し、その後 9 か月間は被告ワタミはホームページの「お知らせ」欄の冒頭に、被告渡邊美樹は、ホームページの「新着情報」欄の冒頭に掲示して周知する。

6 (未払い賃金等の支払)

(1) 被告ワタミは、原告らに対し、森美菜の未払い残業手当 39 万 2137 円及び控除金 2 万 4675 円として、金 41 万 6812 円の支払義務があることを認める(連帯債権)。

(2) 被告ワタミは、原告らに対し、平成 28 年 1 月 15 日限り、前項の金員を、原告ら指定の銀行口座に振り込む方法で支払う。

但し、振込みに要する費用は被告ワタミの負担とする。

(3) 被告ワタミが前項の金員の支払を遅滞した場合には、被告ワタミは、原告らに対し、前項の金員から既払金を除いた残金及びこれに対する平成 28 年 1 月 16 日から支払済みまで年 14.6 パーセントの割合による遅延損害金を付加して支払う。

7 (損害賠償金の支払義務)

(1) 被告らは連帯して、原告らに対し、原告らが労働者災害補償保険法に基づき受領した遺族補償給付及び葬祭料を除き、第 2 項記載の損害賠償責任に基づく損害賠償金として、金 1 億 3365 万円の支払義務があることを認める(連帯債権)。

(2) 被告らは連帯して、原告らに対し、平成 28 年 1 月 15 日限り、前項の金員を、原告ら指定の銀行口座に振り込む方法で支払う。

但し、振込みに要する費用は被告らの負担とする。

(3) 被告らが前項の金員の支払を遅滞した場合には、被告らは、原告らに対し、前項の金員から既払金を除いた残金及びこれに対する平成 28 年 1 月 16 日から支払済みまで年 5 パーセントの割合による遅延損害金を付加して支払う。

8 原告らは、その余の請求を放棄する。

9 原告ら及び被告らは、原告らと被告らとの間に、本和解条項に定めのあるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

10 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

別紙 過重労働再発防止策

1 従業員の実労働時間を、正確かつ適正に記録し、実労働時間と異なる時間が就業時間として記録されることを徹底して防止する。

実労働時間は、始業時刻、終業時刻、休憩時間をタイムカード等に正確かつ厳格に記録することにより、適正なものにするよう努める。

また、勤務地と居宅が離れていることにより、深夜帰宅が困難となる事態を防止するために、人事部門が定期的の実態を調査のうえ、不要な事業場在場時間を撲滅するように努める。

2 1 か月の実労働時間について、36 協定(労働基準法第 36 条に関する労使協定)の定めに従い、従業員が定められた上限時間を超えて労働することを防止する。また、36 協定の内容については、過重労働

を防止するため、更新時に、現行の時間外労働時間に関する規定(1か月45時間、特別延長は1か月75時間で6回、年間720時間)を低減するように努める。

3 労働基準監督署から、事業場に関して是正勧告があった場合には、是正勧告及び是正報告等の内容を全従業員に周知するとともに、その内容をコンプライアンス委員会に直ちに報告する。

4 研修会、新卒ボランティア活動及び会社が出席を実質的に指示するもの並びに課題作成等会社がその作成及び提出を指示するものに要した時間は、適正に業務時間として記録し、残業手当を適正に支払うとともに、長時間労働を防止する。

また、平成20年度から平成24年度までに、その当時のワタミフードサービス及び被告ワタミに入社した新卒社員全員に対し、過去分として一律金2万4714円を支払う。

なお、該当者のうち退職した社員の、所在のわかる者には書面で連絡したうえ、所在がわからない者への支払いを確保するために、被告ワタミは、被告ワタミのインターネットのホームページ上に、本和解条項本文第5項に記載される和解条項の記載と合わせて、上記条件に該当する社員であった者から申し出があったときには上記金員の支払いをする(但し、本和解条項をホームページに掲載する期間の最終日までに、受領の申し出のない者を除く)旨を掲示する。

5 平成20年度から平成27年度までの間にその当時の被告ワタミ及びワタミフードサービス(平成27年度はワタミフードシステムズ株式会社)に入社した新卒社員につき、賃金から控除した本購入代金等の返還として、該当する新卒社員全員に対し、それぞれ金2万4675円を支払う。

なお、該当者のうち退職した社員の、所在のわかる者には書面で連絡したうえ、所在がわからない者への支払いを確保するため、被告ワタミは、被告ワタミのインターネット上のホームページに、本和解条項本文第5項に記載される和解条項の記載と合わせて、上記条件に該当する社員であった者から申し出があったときには上記金員の支払いをする(但し、本和解条項をホームページに掲載する期間の最終日までに、受領の申し出のない者を除く)旨を掲示する。

また、社員が研修に使用する書籍や手帳を購入する際の代金収納方法については、社員の自由意思を阻害しないように、別途、検討を行う。

6 正社員を募集する際には、被告ワタミは、入社を希望する者らに対し、実労働時間等、休日・休暇の取得状況、退職等の離職率、費用負担の詳細、給与の当月分の支払いを翌月25日とする取扱い(新規に入社した社員の最初の給与の支払いが翌月25日となること)等の就労実態を正確に説明する。

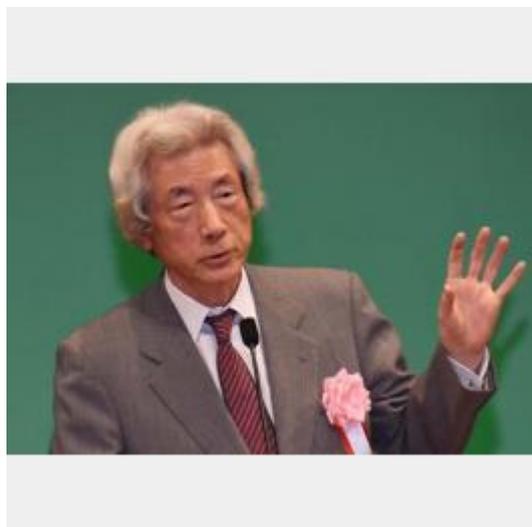
また、正社員を募集する際には、基本給額と深夜手当金額を分けて提示する。

7 被告ワタミは、弁護士等の法律専門家、人事労務の専門家を半数以上含むコンプライアンス委員会を運営し、定期的に労働環境及び就労実態を調査・検証することにより、過重労働の再発防止に努める。コンプライアンス委員会は当該調査・検証の結果を文書とし、定期的に被告ワタミのホームページに掲載する。

以上

2. 「安保法成立は強引」小泉元首相が月刊誌で安倍政権批判

2015年12月10日 日刊ゲンダイ



小泉純一郎元首相（C）日刊ゲンダイ

小泉純一郎元首相が、原発再稼働に続き、安保法でも安倍政権批判だ。

10日発売の月刊誌「文芸春秋」のインタビューで、先の通常国会で安保法を成立させた安倍政権の政治手法について「全部強引に押し切っちゃう。先急いでいるね」と批判した。

さらに、安保法案審議中、衆院の憲法調査会で自民党推薦を含む憲法学者3人が法案を「違憲」と断言したことにも触れ、こう言っている。

「学者が『違憲』と言った時点で一拍置く。自民党が衆院に呼んだ参考人が言っちゃったんだから、あれは無理」

そこまで安倍政権の強引なやり方をおかしいと思っているなら、反安保デモを続けるシールズや学者らとともに、小泉元首相も「倒閣」運動に参加したらどうか。

インタビューでは、次男・進次郎衆院議員についても話していて、「今見れば（首相の資質）あるよね、他の議員に比べれば。勉強しているし、私より慎重だし」と褒め、親バカぶりを見せていた。

3. マイナンバーについて

CUNNメール通信 © NO. 972 2015年12月8日

各ユニオンで学習会などが取り組まれています。

ユニオンみえでは、9月定期大会で各職場での対応を提案しながら、11/29に東京から白石孝さん（プライバシー・アクション代表）を講師として「マイナンバー制度の仕組みと問題点」と題する講演会を開催しました。

以下、ユニオン関西ネットワークの事務局長である北大阪合同労組の木村さんのメールを紹介します。

（北大阪合同労組書記長木村）

「会社から個人番号を書け」と言われたが、どうすればよいか？といった相談が寄せられているようです。

会社が就業規則を変更し、業務命令として個人番号の提示を求めてくることも考えられます。

私は、北合同の活動と並行して、「共通番号制と監視管理社会化に反対する市民ネットワーク」の活動もしており、マイナンバーについては訴訟も準備中です（後述します）。

マイナンバー制は、戦争国家づくり・国家総動員体制構築を目論む国家権力にとって、監視と管理、排除と選別のための格好のツールとなります。番号法を廃止し制度を撤廃すべきですが、当面難しいので、少なくとも、制度定着や利用範囲の拡大を、何としても阻止せねばなりません。

その観点から、ユニオンにできることについて述べます。

法的に言えば、番号法（マイナンバー法）は、国の省庁や自治体、事業者に対しては罰則規定つきで義務を課していますが（特定個人情報＝個人番号とヒモつけされた個人情報の適正な取り扱い、不正な収集の禁止など）、一般労働者や市民に対しては法令上は何の義務もありません。

例えば、来年1月から、税と社会保障関連の諸手続きの際に、役所で個人番号の記載を求められることとなりますが、これについては番号法では、役所は「番号の提供を求めることができる」とされているだけで、市民の側が「提供せねばならない」のではありません。したがって、記入を拒否しても、法的には何の問題もありません。義務がないのですから当然ですが、提供を拒否しても罰則もありません。

事業者は、雇用している労働者のから個人番号の提供を求めることができるだけであり、これに対して労働者の側が提供せねばならない義務など、法的にはありません。

ただし！

現実には、「法的にどうか」ということよりも、労使の力関係の方が優先されているわけです。ありていに言えば、会社から「番号を書け」と言われて、「法的義務はない」として拒否できる労働者がどれだけいるのか、ということです。現実的には、かなり難しいものと思われれます。

そこで、少なくとも、各ユニオンに加入している労働者については、ユニオンとして法的義務はないことを使用者側に対してしっかりと伝え、個人番号提供（記入）を強要しないよう求める必要があります。

その際、一つの助けとなるのが、国税庁・厚生労働省・番号制度を統括する内閣府が、全国中小業者団体連合会（全中連）に示した回答です。税務・労働保険・健保や年金での諸手続きで、労働者の個人番号の記載がなくても書類を受理し、不利益もないとしています。

<http://www.zenshoren.or.jp/zeikin/chouzei/151109-01/151109.html>

これを示した上で、個人番号の記入（提供）の強制・強要は許さない、という姿勢を基本とすべきだと考えます。

なお、労働者の個人番号の記載がなくても企業側に不利益がないわけですから、就業規則を変更し業務命令として番号提供を求めることはできないと考えられます（ただし、企業側が番号法に根拠を求めず、「効率的な事務処理のために必要」などと言ってきた場合、はね返せるかどうか、若干の不安は残りますが・・・）

各ユニオンにて、ぜひご検討ください。

マイナンバー違憲訴訟が12月1日に全国一斉提訴されました。

これとは別に、大阪では「いらんわマイナンバー大阪訴訟」が準備されており、弁護団では、就業規則変更や変更された就業規則によって処分された場合の訴訟も想定していますので、これについては別途ご相談ください。

マイナンバー制と対応策については、下記の「共通番号いらないネット」のサイトをご参照ください。

<http://www.bango-iranai.net/>

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク 事務局

(発行責任者：岡本)

東京都江東区亀戸 7-8-9 松甚ビル 2F 下町ユニオン内

TEL : 03-3638-3369 FAX : 03-5626-2423

E-mail : shtmch@ybb.ne.jp

**解雇
パワハラ
など
労働問題**

**専任の弁護士による
特別無料相談会**

要予約

金銭問題
家庭関係
など
生活問題

午前10時~12時

12月19日(土)

一人でも悩まないでお気軽にお電話ください!

12月29日(火)~1月3日(日)は
年末年始のため電話相談のみとなります

平日の無料法律相談は予約
なしで常時受付しています
月~金/9時~17時(祝祭日除く)

NPO法人 ユニオンサポートセンター
松本市中央 4-7-22 松本市勤労会館内 1階
☎0263-39-0021

(稲田朋美ツイッターから)

